

平成29年施行 改正個人情報保護法への

対応について、Q&Aと
クイズでしっかり理解!!

平成28年10月公布・発表の

「施行規則」「ガイドライン(案)」の

内容も反映した最新の解説

平成29年施行

改正個人情報保護法 Q&Aと誰でもつくれる 規程集

これ一冊で
即対応

弁護士
渡邊雅之 著

A5判 338頁
定価：本体2,600円+税

- 個人情報保護法の今回の改正概要と、事業者が取り組まなければならない事項を、22のQ&Aで解説
- 個人情報取扱規程などのひな型も掲載。主要なポイントには、関連Q&Aの参照表示付き

平成29年施行

改正
個人情報保護法
Q&Aと
誰でもつくれる
規程集

三宅法律事務所
弁護士
渡邊雅之

10月公布の施行規則
ガイドライン案を
反映した超最新版!

個人情報を扱うすべての事業者へ法規制対象が拡大
「Q&A」と「クイズ」で改正ポイントを一から理解
企業で個人情報を扱う全ての方へ

これ一冊で
即対応

第一法規



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

平成29年施行 改正個人情報保護法 Q&Aと誰でもつくれる規程集

I 平成29年施行改正個人情報保護法のQ & A

< 抜粋 >

- Q 4 「EUデータ保護指令」や今後新たに定められる「EUデータ保護規則」が個人情報保護法の改正にどのような影響を与えるのか教えてください。また、米国がEUとの間で締結していたセーフハーバー協定や新たに締結したEU-US Privacy Shieldについても教えてください。
- Q 5 個人情報の定義が拡充し、個人の身体的特徴を変換した符号や個人に割り当てられた番号などが新たに個人情報となるということですが、具体的な内容について教えてください。
- Q 8 改正個人情報保護法では、機微情報（センシティブ情報）について、「要配慮個人情報」として定められるとのことですが、その具体的な内容と規制について教えてください。
- Q 15 改正保護法により、利用しなくなった個人データは消去しなければならなくなるのですか。
- Q 16 改正個人情報保護法により、これまで個人情報取扱事業者でなかった小規模事業者にも個人情報保護法の規定が適用されるようになることですが具体的に教えてください。
- Q 17 改正個人情報保護法の施行により、個人情報取扱事業者に求められる安全管理措置はどのようになりますか。また、個人情報保護委員会は安全管理措置に関してどのようなガイドラインを定めるのでしょうか。
- Q 22 改正個人情報保護法と番号法はどのような点が共通し、どのような点が異なりますか。

1 平成29年施行改正個人情報保護法のQ&A



16 改正個人情報保護法により、これまで個人情報取扱事業者でなかった小規模事業者にも個人情報保護法の規定が適用されるようになることですが具体的に教えてください。

A 現行の個人情報保護法では、個人情報データベース等に含まれる個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が、過去6か月以内のいずれの日においても5,000を超えない者は、個人情報取扱事業者に該当せず、個人情報取扱事業者としての義務等が課せられません。

改正個人情報保護法では、これらの事業者も個人情報取扱事業者に該当することとなり、個人情報取扱事業者としての義務等が課せられます。ただし、中小規模事業者についてはガイドラインで緩和された安全管理措置が許容される予定です。

..... 解説

1 現行保護法

現行保護法においては、個人情報データベース等を事業の用に供している者であっても「個人情報データベース等に含まれる個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が、過去6か月以内のいずれの日においても5,000を超えない者」は、「個人情報取扱事業者」に該当しないこととされています（現行保護法2条3項5号、現行施行令2条）。

これにより、多くの個人事業者、中小企業、BtoBの事業者等は、個人情報取扱事業者に該当せず、個人情報保護法上の個人情報取扱事業者としての義務等を負いません。

なお、金融分野において個人情報データベース等を事業の用に供して

いる者のうち、「個人情報取扱事業者」から除かれる者については、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」において、同ガイドラインの遵守に努めるものとされています。

2 改正の背景

EUのデータ保護指令では、EU域内から個人データを第三国に移転できる場合について、EUから見て十分なレベルの保護措置を確保している場合に限定しています（「十分性の認定」）。EUのデータ保護指令では、小規模事業者であっても、同指令の適用を受けることとされています。

日本は現在のところ、「十分性の認定」の申請をしておりませんが、日本政府は、EUから十分性の認定を得るために必要な要件の一つとして、「小規模事業者への法の適用」について定める必要があると考えました。これが改正の背景です。

3 改正の内容

改正個人情報保護法においては、「個人情報取扱事業者」の例外である「その取り扱う個人情報の量および利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者」が削除されることとなります（改正保護法2条5項）。

これにより、事業者はその個人情報データベース等に含まれる個人情報の数にかかわらず、「個人情報取扱事業者」に該当することとなります。

すなわち、現在は個人情報取扱事業者に該当しない多くの個人事業者、中小企業、BtoBの事業者等は、改正の施行日後は、「個人情報取扱事業者」に該当することとなります。

これらの事業者には、「個人情報取扱事業者」に対する以下の規律が

II 資料編

- 個人情報取扱規程
- 情報漏えい等事案等対応手続
- 個人情報保護指針
- 当社における個人情報の取扱いについて
- 保有個人データの開示等に関する手続

詳細・お申し込みはコチラ
<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

CLICK!